

福岡県公報

平成二十七年三月三日
第三千六百七十三号
増刊 ②

目次

条 例 (第二十七号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局調査課) …………… 一

公布された条例のあらまし

◇福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局調査課)

- 1 飲酒運転を行う者が後を絶たず、飲酒運転による事故も依然として多発している本県の現状に鑑み、道路交通法違反の飲酒運転で検挙された者には全て、初回からアルコール依存症に関する診断等を義務付け、併せて指定医療機関の整備、通報義務対象者の拡大等を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日(一部の規定は同年九月二十一日)から施行することとした。

条 例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の一

部を次のように改正する。

目次中「特定事業者の責務」を「特定事業者等の責務」に、

「第七章 雑則(第三十四条―第三十六条)」を

「第七章 支援措置等(第三十四条・第三十四条の二)

第七章の二 雑則(第三十五条・第三十六条)」に改める。

第七条第三項を次のように改める。

3 県民は、飲酒運転による事故を防止するため、飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行った者があることを知ったときは、当該事実を警察官に通報するよう努めるものとする。

第八条を次のように改める。

(受診義務等)

第八条 前条第一項第二号の規定に違反して飲酒運転を行い、道路交通法第一百七十条

二第一号又は同法第一百七十条の二の二第三号に規定する状態にあることが認められた

者(以下「違反者」という。)は、その選択により、知事が指定する医療機関(以下

「指定医療機関」という。)によるアルコール依存症に関する診察又は知事が指定す

る方法による飲酒行動に関する指導のいずれかを受け、規則で定めるところにより知

事に報告しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでな

い。

一 事情により指定医療機関以外の医療機関の受診を申し出、知事がやむを得ないと

認めた場合において、その診断書を提出したとき。

二 過去に指定医療機関又は指定医療機関以外の医療機関で知事が適当と認めるもの

を受診していた場合において、その診断書(受診後規則で定める期間を経過したも

のは除く。)を提出したとき又は既にアルコール依存症であることが判明している

とき。

三 その他規則で定める正当な理由があるとき。

2 知事は、前項の違反者に対し、規則で定めるところにより、指定医療機関の診察又

は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導に係る事項、前項の規定による報

告の期限その他必要な事項を通知するものとする。

3 知事は、前項の通知を受けた違反者が期限までに第一項に規定する報告をしないと

きは、当該違反者に対し、同項に規定する診察又は指導を受け、報告を行うよう勧告するものとする。

4 第二項の通知を受けた違反者が規則で定める期間内に再び違反者となったときは、知事は、次のいずれかに該当する場合を除き、期限を定め、指定医療機関の受診を命ずるものとする。この場合において当該命令を受けた者は、正当な理由があるときに限り、受診期限の変更を申し出ることができる。

一 違反者が第一項の規定に基づき受診した医療機関の診断書（受診後規則で定める期間を経過したものを除く。）を提出したとき。

二 違反者が既にアルコール依存症であることが判明しているとき。

三 その他規則で定める正当な理由があるとき。

5 前項の規定により指定医療機関の診察を受けた違反者は、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 知事は、前条第一項の違反者で知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導を受けたものについては、必要な範囲において継続的な指導を行うことができる。

2 知事は、前条第一項又は前項の規定による指導の状況を踏まえ、アルコール依存症の疑いがあると認められる者に対し、指定医療機関の診察を受けるよう勧告することができる。

第九条第一項中「前条第三項又は第六項」を「第八条第四項」に、「前条第三項第一号」を「同項第一号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（指定医療機関の整備）

第九条の二 知事は、前三条に規定するところにより指定医療機関において診察又は治療を受ける違反者の義務の履行等の促進を図るため、指定医療機関の数を増加させるための措置を講ずるものとする。

（費用の負担等）

第九条の三 知事は、この条例の目的を達成するため、第八条の二第二項の規定による診察その他のこの条例の規定により指定医療機関に対して求める措置に要する費用について、負担その他の必要な措置を講ずることができる。

第十条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に、「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（違反者に準じた取組）

第十条の二 第七条第一項第二号の規定に違反し飲酒運転を行った者のうち第八条第一項に規定する違反者以外のものは、当該行為の違法性及び危険性を自覚するとともに、再び飲酒運転を行うことがないよう第八条から前条までに規定するところに準じて県が講ずる措置に応じ、必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の規定による取組を促進するため、啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一条第一項中「前条」を「第十条」に改める。

第十二条第一項中「若しくは治療し」を「指導若しくは治療を受け」に、「治療」を「指導若しくは治療を受けること」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十条の二第一項に規定する者が同項の規定による取組を行う場合において、その家族は、取組を支援し、目的達成に協力するよう努めるものとする。

「第五章 特定事業者の責務」を「第五章 特定事業者等の責務」に改める。

第二十条第一項及び第二項中「飲食店等営業者」を「飲食店営業者」に改める。

第二十四条の見出しを「（通報義務等）」に改め、同条第一項中「第二条第四項に規定するタクシー事業者」を「第二条第三項のタクシー事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警備業務（警備業法（昭和四十七年法律百十七号）第二条第二号に該当するものに限る。）に従事する者、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項の自動車運送事業に従事する者（前項に規定する者を除く。）その他道路等において長時間にわたり保守、管理等の業務に従事する者は、その業務上飲酒運転を現認したときは、速やかに警察官に通報し、必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（特定事業者の連携）

第二十四条の二 特定事業者は、それぞれの特定事業者の関係団体等とも連携し、本章に規定された責務を適切に果たすとともに、この条例に基づく県又は市町村の取組に

協力するよう努めるものとする。

第三十一条の見出し中「教育」を「教育等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 前条の規定に基づく教育を適切に実施するため、教育委員会は、その所管に属する教育機関において教育に従事する者に対し、この条例の趣旨及び内容並びにアルコール健康障害に関する知識を確実に習得させるため必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村の教育委員会、学校法人その他前条第一項の教育機関の設置者は、その管理又は指導権限に属する教育機関において教育に従事する者に対し、前項の規定に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

3 教育委員会は、この条例の趣旨及び内容等の県民への周知に資するため、市町村の教育委員会及び社会教育関係団体との連携の下に、社会教育の場の活用を努めるものとする。

第三十二条の見出しを「(表彰等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前条の優れた取組を広く普及させるため必要な措置を講ずるものとする。

「第七章 雑則」を「第七章 支援措置等」に改める。

第三十四条の次に次の一条及び章名を加える。

(違反者の家族等の支援)

第三十四条の二 県は、違反者又は違反者となるおそれがある者及びその家族等による自主的な飲酒運転防止の取組に対し、指定医療機関の医療従事者その他アルコール依存症に関する知識・経験を有する者、飲酒運転撲滅活動アドバイザー等が迅速かつ適切に支援できるよう、相談窓口の設置及び連絡体制の整備等を行うものとする。

2 違反者の家族等は、前項の相談窓口等の支援を積極的に活用するよう努めるものとする。

第七章の二 雑則

第三十七条第一項中「第八条第六項」を「第八条第四項」に改める。

附則第一項の見出しを「(施行期日)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定、同

条の次に一条を加える改正規定、第九条の改正規定、第十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定、第十二条の改正規定及び第三十七条の改正規定並びに次項の規定は、平成二十七年九月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 第八条の改正規定の施行の際現に改正前の同条第一項に規定する違反者である者については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。